

知っていますか -⑥-

罰則について (第44条～第50条)

「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり、苦しめることのないようにしなくてはなりません。愛護動物*を虐待したり遺棄すると犯罪行為として罰せられます。

愛護動物のみだりな殺傷	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
愛護動物の虐待	100万円以下の罰金
愛護動物の遺棄	100万円以下の罰金

※愛護動物とは下の1又は2の動物で、家庭動物だけでなく実験動物や産業動物なども含まれます。
 1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
 2 1以外で人に飼われている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

動物の虐待とは



みだりに給餌や給水をやめる、酷使する、衰弱させる、病気やケガの適切な保護を行わない、排せつ物の堆積した施設や他の動物の死体が放置された施設で飼育すること、などとされています。以下、動物の虐待の考え方を示します。



積極的(意図的)虐待	ネグレクト
やっではないけないうる行為を行う・行わせる	やらなければならない行為をやらない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 殴る・蹴る・熱湯をかける ・ 動物を闘わせる ・ 身体に外傷が生じる、又は、生じる恐れのある行為や暴力を加える ・ 心理的抑圧、恐怖を与える ・ 酷使 など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理をしないで放置する ・ 病気を放置する ・ 世話をしないで放置する ・ 健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる ・ 排せつ物の堆積した場所や他の愛護動物の死体が放置された場所で飼育する など

※虐待に該当するかどうかについては、行為の目的、手段、苦痛の程度等を総合し、社会通念により判断するものです。また、個々の案件に係る判断は、動物及び動物の所有者又は占有者の置かれている状況等を考慮して個別に行われるべきものとなります。

事例 1 猫のみだりな殺傷

猫を捕獲器に閉じ込め熱湯をかけるなどして9匹を殺害し4匹に傷害を負わせたとして、被告である男性が動物愛護管理法違反の罪に問われた。残虐的で常習的犯行であるほか、凄惨な映像を流し、それを見た人等から非常に多くの厳罰を求める嘆願書が寄せられるなど社会に与えた影響も大きいとして、懲役1年10ヶ月執行猶予4年の判決が言い渡された。(東京地方裁判所 平成29年12月12日)



事例 2 犬の虐待

飼い犬2匹に餌を与えず、排せつ物が堆積された民家に放置するなどして虐待したとして、被告である男性が動物愛護管理法違反の罪に問われた。所有する家屋に犬のあごの骨が20以上あり、多数の犬を餓死させたことが疑われ、刑事責任は重いとして、罰金10万円の判決が言い渡された。(大垣簡易裁判所 平成30年6月6日)



虐待が疑われる場合



- 地域で情報共有する(情報収集する、自治会で話し合う、回覧板で周知する等)
- お住まいの地域の自治体・動物愛護推進員・動物保護団体等に相談する
- 警察に通報する

そのほかの罰則について

許可を受けないで特定動物を飼養したり、動物取扱業者の無登録や無届出、多数の動物により周辺的生活環境が損なわれている事態の改善などの命令に従わない者については罰金や懲役などに処せられます。また、これらを法人の従業員が業務で行ったときは、法人に対しても罰金刑が科せられます。

特定動物の無許可飼養	6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金
法人による特定動物の無許可飼養	5千万円以下の罰金
第一種動物取扱業の無登録営業	100万円以下の罰金
第二種動物取扱業の無届活動	30万円以下の罰金
周辺的生活環境が損なわれている事態で自治体の命令に従わない	50万円以下の罰金

